

|  |   |
|--|---|
| <p>令和6年度（2024年度）6月1日採用<br/> <b>函館市会計年度任用職員（専門職）<br/> 募集業務等一覧【4月22日更新】</b></p> <p>函館市総務部人事課</p> | <p>【受付期間】<br/> <b>4月16日（火）～</b><br/> ※郵送もしくは持参で受付。<br/> ※申込状況により、事前の告知なく<br/> 受付を終了する場合があります。</p> |
|  | <p>選考方法：面接試験</p>  |

函館市会計年度任用職員の採用試験を次のとおり行います。

### 1 勤務条件等

|              | 専門職Ⅱ  | 専門職Ⅲ              |
|--------------|---|-------------------|
| 業務内容         | 配属された課の特定の業務や専門的な業務を行っていただきます。  |                   |
| 業務に必要な資格・経験等 | 業務内容に応じた資格・免許・経験等が必要です。   |                   |
| 勤務時間         | 週29時間以内   |                   |
|              | 具体的な勤務時間は、業務ごとに定める要綱に基づきます。   |                   |
| 給料・報酬月額      | 週29時間勤務の場合  |                   |
|              | 125,055円～189,641円   | 138,601円～247,641円 |
|              | 給料・報酬は、最終学歴および公務経験等により異なります。<br>※1 週の勤務時間に応じた給料・報酬となります。 ※2 金額は変更となる可能性があります。                             |                   |
| 通勤手当         | 通勤距離など一定の要件を満たす場合に支給されます。   |                   |
| 期末手当<br>勤労手当 | 条例等に基づき、支給します。  |                   |
| 時間外手当等       | 公務上必要な場合には、時間外勤務または休日等に勤務を命ずることがあります。<br>この場合は、時間外勤務手当（またはこれに相当する報酬）の支給等があります。                            |                   |
| 退職手当         | 支給はありません。   |                   |
| その他          | 災害対応など緊急の業務が発生した場合には、<br>応援職員として避難所設営などの業務に従事することがあります。<br>※勤務時間外や勤務を要しない日、休日に業務に従事した場合は、その分の手当等の支給があります。 |                   |

- 保険適用  
法令の定めるところにより、社会保険（厚生年金）、共済組合（短期組合員）、労災保険および雇用保険の適用があります。
- 任用期間  
任用期間は、令和6年6月1日から令和7年3月31日までですが、次年度以降も同一の職（業務）が設置される場合には、勤務実績に基づく人事評価の結果を考慮して、再度の任用（最大4回まで）を行う場合があります。次年度以降に事務事業の見直し等により、職や業務そのものが廃止されることとなった場合には、勤務実績が良好であっても、再度の任用は行いません。  
**受付期間が延期となり、延期された期間中に申込をして試験に合格した方は6月1日の採用とならない場合があります。**
- 繰り上げ合格について  
試験の合格者から辞退者が発生した場合、受験者の中から成績に応じて繰り上げ合格となる可能性があります。

## 2 募集する職および業務

### (1) 専門職Ⅱ

| 募集業務                        | 受験資格（業務上必要となる資格）  | 採用<br>予定 | 勤務箇所                           | 業務内容  |                                  |
|-----------------------------|---|----------|--------------------------------|---|----------------------------------|
| 福祉事務所家庭児童相談員<br>【4月22日受付終了】 | 以下のすべてに該当する方<br>・普通自動車運転免許を有する方<br>・次の(1)～(7)のいずれかに該当する方<br>(1) 社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、保健師、助産師、看護師または保育士のいずれかの資格を有する方<br>(2) 教育職員免許法に規定する普通免許状を有する方<br>(3) 大学や大学院において、心理学を専修する学科または相当する課程を修めて卒業した方<br>(4) 社会福祉主事たる資格を得た後3年以上児童福祉事業に従事した方<br>(5) 児童福祉司<br>(6) 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事し、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了した方<br>(7) 社会福祉主事たる資格を得た後、社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間と児童相談所の所員として勤務した期間の合計が2年以上であり、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了した方 | 1名       | 子ども未来部子ども見守り・相談課<br>(五稜郭町23-1) | ・家庭児童福祉に関する相談対応、支援<br>・子どもからの相談に関する対応、支援<br>・児童虐待に関する業務等<br><br>※公用車での外勤を含む |                                  |
|                             | 勤務時間  |          |                                |   | 休日等                              |
|                             | (1) 8:45～17:30（休憩時間60分）<br>(2) 8:45～15:30（休憩時間60分）<br>(3) 13:15～19:00<br>・上記シフトの組み合わせにより週29時間勤務   |          |                                |   | 土・日を含む週3日・祝日・<br>年末年始（12/29～1/3） |

### (2) 専門職Ⅲ

| 募集業務                                | 受験資格（業務上必要となる資格）   | 採用<br>予定           | 勤務箇所  | 業務内容                                     |                              |
|-------------------------------------|--|--------------------|---|--|------------------------------|
| 生活保護保健指導業務<br>【4月19日受付終了】           | 以下のすべてに該当する方<br>・普通自動車運転免許を有する方<br>・保健師の資格を有する方  | 1名                 | 福祉事務所生活支援総務課（東雲町4-13）<br>福祉事務所湯川福祉課（湯川町2-40-13）<br>福祉事務所亀田福祉課（美原1-26-8） | 生活保護受給者に対する保健指導業務<br><br>※公用車での外勤を含む     |                              |
|                                     | 勤務時間   |                    |   |  | 休日等                          |
|                                     | (1) 9:15～16:05（休憩時間60分）<br>(2) 9:15～15:55（休憩時間60分）<br>上記シフトの組み合わせにより週29時間勤務  |                    |   |  | 土・日・祝日・<br>年末年始（12/29～1/3）   |
| はこだて療育・自立支援センター生活支援員<br>【受付期間延長中です】 | 以下のいずれかに該当する方<br>・社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士または保育士のいずれかの資格を有する方（任用開始日までにこれらの資格を取得する見込みの方を含む）<br>・介護職員初任者研修課程（旧ホームヘルパー養成研修2級）以上を修了した方<br>・障害福祉サービス事業所等での直接支援業務において実務経験のある方 | 男性4名<br>※同性介助を要する為 | はこだて療育・自立支援センター<br>(湯川町2-39-26)   | 障害福祉サービス事業所における利用者の介護、介助業務等              |                              |
|                                     | 勤務時間   |                    |   |  | 休日等                          |
|                                     | 8:30～17:15の範囲内で週に29時間勤務<br>(休憩時間60分)   |                    |   |  | 土・日・祝日・<br>年末年始（12/29～1/3）   |
| 機械工事設計および監理業務<br>【受付期間延長中です】        | 普通自動車運転免許を有する方<br>次のいずれかに該当し、エクセル・ワード・CADの基本操作ができる方<br>(1) 管工事施工管理技士（1級または2級）を有する方<br>(2) 機械設備工事の設計および監理について5年以上の実務経験を有する方   | 1名                 | 都市建設部建築課<br>(東雲町4-13)   | 公共建築物の機械設備工事設計および監理業務<br><br>※公用車での外勤を含む |                              |
|                                     | 勤務時間   |                    |   |  | 休日等                          |
|                                     | 8:45～17:00（休憩時間60分）<br>月曜日～木曜日   |                    |   |  | 金・土・日・祝日・<br>年末年始（12/29～1/3） |

#### 申込みにあたっての注意事項

1. 国籍は問いません。ただし、就労が制限されている在留資格の者の受験は認めません。
2. 申込みは、1人1業務のみとします。（申込後の業務変更は不可）
3. 試験申込みにあたっての提出書類等は一切返却しません。
4. 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
  - ① 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ② 函館市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
  - ③ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

### 3 試験の方法および内容

#### 2. 専門職Ⅱ, 専門職Ⅲ

| 方法および内容               | 日程  |
|-----------------------|---|
| 面接試験<br>(面接試験による人物評価) | 4月下旬～5月上旬(予定)<br>※延期された受付期間中に受験申込をした方については、上記以降の日程となる場合があります。<br>※試験日程、内容等の詳細については、別途送付する通知で必ず確認してください。 |

※ 上記の日程は予定であり、変更となる場合があります。

※ 試験内容については、上記に記載している以上の事柄はお教えできませんので、問い合わせはご遠慮ください。

### 4 申込の方法および受付期間

#### (1) 共通事項

|      |  |
|------|--|
| 必要書類 | ① 履歴書 ※様式は問いません<br>② 職務経歴書 ※様式は問いません<br>③ 下表「(2) 申込時の必要書類」において募集業務ごとに定めた必要書類   |
| 申込方法 | 上記①～③の書類を「特定記録郵便」で郵送もしくは申込先まで持参してください。   |
| 受付期間 | 令和6年4月16日(火)～令和6年4月19日(金) ⇒一部の職種の受付を延長しております<br>※申込状況により、受付期間を延期または事前の告知なく終了する場合があります。その場合は別途ホームページ等でお知らせします。<br>※受付後、面接日時や場所が記載された通知を送付します。 |
| 申込先  | 〒040-8666<br>函館市東雲町4番13号 函館市総務部人事課<br>電話 (0138) 21-3667<br><br>※持参される方は、市役所本庁舎6階の総務部人事課の執務室までお越しください。  |

#### (2) 申込時の必要書類

| 募集業務                        | 必要書類   |
|-----------------------------|--|
| 福祉事務所家庭児童相談員<br>【4月22日受付終了】 | ・普通自動車運転免許証の写し<br>・次の(1)～(9)のうち、いずれかの書類<br>(1) 社会福祉士、精神保健福祉士または公認心理師の登録証の写し<br>(2) 保健師、助産師または看護師の免許証の写し<br>(3) 保育士証の写し<br>(4) 教育職員免許法に規定する普通免許状の写し<br>(5) 大学の卒業証明書または大学院の修了証明書(心理学に相当する課程の場合は単位修得証明書も必要)<br>(6) 社会福祉主事任用の卒業証明書、単位修得証明書および在職証明書(児童福祉事業に3年以上従事した経験を確認できるもの)<br>(7) 在職証明書(児童福祉司としての勤務経験を確認できるもの)<br>(8) 社会福祉主事任用の卒業証明書、単位修得証明書、在職証明書(児童福祉事業に2年以上従事した経験を確認できるもの)および厚生労働大臣が定める講習会の修了書<br>(9) 社会福祉主事任用の卒業証明書、単位修得証明書、在職証明書(児童福祉事業に従事した経験および児童相談所の勤務経験を確認できるもの)および厚生労働大臣が定める講習会の修了書 |
| 生活保護保健指導業務<br>【4月19日受付終了】   | ・普通自動車運転免許証の写し<br>・保健師免許証の写し   |
| はこだて療育・自立支援センター生活支援員        | ・次の(1)～(3)のうち、いずれかの書類<br>(1) 該当する資格免許証または資格登録証の写し<br>(2) 在職証明書(受験資格で定める業務に従事した経験を確認できるもの)<br>(3) 卒業見込証明書   |
| 機械工事設計および監理業務               | ・普通自動車運転免許証の写し<br>・管工事施工管理技士免許の写し(有資格者の場合)   |